**○厚生労働省令第百三十号**

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号）の施行に伴い、及び確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第八十五条第一号の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十八日

厚生労働大臣　細川　律夫

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第百三十三条第一項第六号中「金融商品取引法第二条第四号及び第五号」を「金融商品取引法第二条第一項第四号及び第五号」に、「指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。）」を「年金積立金管理運用独立行政法人が指定する信用格付業者（同条第三十六項に規定する信用格付業者をいう。）」に改める。

**附　則**

この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

## 告　示

**○国家公安委員会告示第三十六号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）第一条の規定による指定を受けた講習を行う法人である社団法人全日本ダンス協会連合会から住所の変更の届出があったので、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）第一条の五第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年十二月二十八日

国家公安委員会委員長　岡崎トミ子

一　社団法人全日本ダンス協会連合会の住所

㈠　変更前の住所　東京都港区新橋一丁目十八番十九号

㈡　変更後の住所　東京都港区新橋一丁目十八番十三号

二　変更の年月日　平成二十二年十一月三十日

**○国家公安委員会告示第三十七号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）第二条第一項の規定による指定を受けた試験を行う法人である社団法人全日本ダンス協会連合会から住所の変更の届出があったので、同規則第二条の三において準用する第一条の五第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年十二月二十八日

国家公安委員会委員長　岡崎トミ子

一　社団法人全日本ダンス協会連合会の住所

㈠　変更前の住所　東京都港区新橋一丁目十八番十九号

㈡　変更後の住所　東京都港区新橋一丁目十八番十三号

二　変更の年月日　平成二十二年十一月三十日

**○総務省告示第四百四十七号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十一条第二十六項の規定に基づき、同項に規定する市街地の整備改善のための事業と一体的に行われる改良工事を次のように指定する。

平成二十一年総務省告示第五百五十四号は廃止する。

平成二十二年十二月二十八日

総務大臣　片山　善博

京浜急行本線横浜駅において行われる改良工事

阪神電気鉄道本線春日野道駅において行われる改良工事

西武鉄道新宿線下井草駅において行われる改良工事

南海電気鉄道高野線三日市町駅において行われる改良工事

西武鉄道池袋線東長崎駅において行われる改良工事

京成電鉄本線日暮里駅において行われる改良工事

西武鉄道池袋線江古田駅において行われる改良工事

西武鉄道新宿線野方駅において行われる改良工事

**○総務省告示第四百四十八号**

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第五十六条第一項の規定により、次のとおり電波天文業務の用に供する受信設備を指定したので、同条第三項及び電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十条の六第三項の規定により告示する。

平成二十二年十二月二十八日

総務大臣　片山　善博

一　受信の業務の種別

電波天文業務

二　その受信設備を設置している者の氏名又は名称

大学共同利用機関法人　自然科学研究機構

三　設置場所

㈠　岩手県奥州市水沢区星ガ丘町二番一二号

東経　一四一度〇七分五七秒

北緯　三九度〇八分〇一秒

㈡　東京都小笠原村父島字旭山

東経　一四二度一三分〇〇秒

北緯　二七度〇五分三一秒

㈢　鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名四〇一八番地三

東経　一三〇度二六分二四秒

北緯　三一度四四分五二秒

㈣　沖縄県石垣市字登野城嵩田二三八九番一

東経　一二四度一〇分一六秒

北緯　二四度二四分四四秒

四　受信しようとする電波の周波数

二一・二一GHzから二二・五GHzまで

二三・六GHzから二四・〇GHzまで

四二・五GHzから四三・五GHzまで

八五・五GHzから九二・〇GHzまで

五　運用時間

常時

六　指定の有効期間

平成二十二年十二月十日から平成三十二年十二月九日まで

**○法務省告示第六百四十二号**

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十二年十二月二十八日

法務大臣　仙谷　由人

住所　名古屋市北区水草町２丁目60番地２
金謙志　昭和47年６月２日生
住所　さいたま市大宮区上小町929番地２
金壽永　昭和42年６月６日生
韓德淑　昭和40年11月１日生
金秉泰　平成11年10月４日生
金美優　平成13年12月11日生
住所　さいたま市大宮区上小町788番地
金明子　昭和17年11月３日生
金範永　昭和47年10月28日生
金眞永　昭和50年６月18日生
金豪永　昭和54年４月30日生
金吉永　昭和57年２月16日生
住所　名古屋市中川区横前町23番地
金明煥　昭和45年５月18日生
洪千洋　昭和47年12月10日生
金木侑　平成９年９月15日生
金一毅　平成12年９月29日生
金未来　平成21年２月８日生
住所　栃木県宇都宮市駒生町1480番地１
レ・ゴック・ブ　昭和58年11月20日生
住所　千葉県松戸市西馬橋蔵元町63番地
黄聖意　昭和53年12月29日生
住所　福岡市早良区南庄２丁目18番３号
李淑琴　昭和37年10月３日生
高尾路茜　平成６年11月７日生
高尾紗亜　平成９年４月９日生
高尾俊輝　平成10年６月29日生
高尾勇輝　平成10年６月29日生
住所　浜松市中区中央１丁目３番６－304号
楊景玲　昭和51年８月14日生
住所　千葉県君津市久留里35番地１
林瑚綾　平成２年１月12日生
住所　千葉県松戸市串崎新田73番地
グェン・バン・ホア　昭和30年12月24日生
グェン・ミン・ホアン　昭和60年２月24日生
グェン・ディン・ヒン　昭和62年３月９日生
グェン・スァン・フィ　平成元年７月８日生
住所　東京都江戸川区南小岩３丁目５番12号
林乃鎭　平成元年２月７日生
住所　大阪市平野区喜連東１丁目３番９－208号
鄭選慧　昭和36年４月２日生
住所　千葉県白井市根1372番地13
陳怡伶　昭和50年12月９日生
住所　神戸市中央区北長狭通３丁目２番６号
門惠美　昭和49年９月22日生